○厚生労働省令第三十六号

医 区薬品、 医療機器等の品質、 有効性及び安全性の確保等に関する法律 (昭和三十五年法律第百四十五号)

第四十四条第二項及び第六十七条第 項の規定に基づき、 医薬品、 医療機器等 の品質、 有効性及び安全性 \mathcal{O}

確保等に関する法律 -施行規語 則 の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月二十五日

厚生労働大臣 加藤 勝信

医薬品、 医療機器等の品質、 有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の 部を改正する省令

医薬品、 医療機器 等 の品質、 有効性及び安全性 の確保等に関する法律施行規則 (昭 和三十六年厚生省令第

号)の一部を次の表のように改正する。

| 六十二の二十四~六十二の二十六(略) | | シクロプロパン - ・ ・ ジカルボ - イル)オキシ] フエニル - N (| - 一 ~ 五 十 五 の 上 ・ の 五 ・ グル カゴ | 二 - - - - - - - - - - - - - | 六〜十一の十三 (格) | 五の四十六 六―アミノ―九― [(三R) ―一― (ブタ―二― 一〜五の四十五 (略) 劇薬 劇薬 線三(第二百四条関係) | 改正後 |
|--------------------|-------------------------|---|-------------------------------|--|-----------------------------|--|-----|
| 六十二の二十三~六十二の二十五(略) | (新設) 五十五の十六~五十五の二十四 (略) | | - (野) (略) (略) | 二十 | 六〜十一の十三 (格) 五の四十六〜五の六十三 (略) | (新設) (新設) 一〜五の四十五 (略) 有機薬品及びその製剤 劇薬 別表第三(第二百四条関係) | 改正前 |

別表第五(第二百二十八条百二十五~百三十六の製剤 医薬品 十九~百七(略ラブルチニブ)、 百十一の四十一 百三のの五四 十八 百二十四の二 百十二~百二十四 百十一の五~百十 六十三~ 5 ーイル) ル の製剤 リジンー |一三||イル| ベンゾニトリル ニル)メチル] 一・三一ジオン(別名ルラシドン) ル〉ヘキサヒドロ一四・ オキシ]フエニル}ー プロパンー (第二百二十八条の十関係) ピロリジン―三―イル]―七― $\overline{\mathbb{R}}$ N | 六一アミノー 七 七・九一ジヒドロ 百三の三 その塩類及びそれらの製剤 ピペラジン― 应 ブロルシズマブ及び 一四 (略) (略) の 三 ーイル) (略) <u>=</u> a Ī • の 八 その塩類及びそれらの製剤とドロー八Hープリンー八 九 四 R (六 ・ (略) (略) (略 ―ジカルボキシアミド メ (略) トキシ」 オキソ 兀 | イ 七一ジメトキシキ 七| S Ņ E R 略 <u>=</u> その 七 メタノーニ ル 回 (別名テポチニブ) ピリミジンーニー メチル」シ R 製 <u>元</u> | -フルオ ンズ 七 剤 四 a -ジヒド その塩類及びそれ Н 1 S ラブ ノリ · フェ クロ 口 ソ (別名カボ フエニル) タ チ イソインドー オン 口 ア ピリ キシルメ 丰 イル Ż ゾ その チル 应 シ] (別名チ ザン 1 ーイル グジン フェニ ル イ シク 塩類 フ 占。 チ 5 チ 別 表 第 五 百二十五~百三十六 百四~百十一の三百三の四(略) 十八~百六 一~十七 百十二~百二十四 六十三~百三の三 (新設) (新設) (新設) (新設) 新 設) (第二百二十八条の十関 略 略 の 七 略 略 (係) 略

| 十三~百九十三 (略) 十三~百九十三 (四一イル) メトキシ] ピリミジン―二一イル} フェニル (別名テポチニブ) 、その塩類及びれらの製剤 (アリー・六一ジヒドロピリダジン―三 がらの製剤 (アリー・カージー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー | 七十六~百八十一(略)別名ボロフアラン)及びその製剤 | [(十B)ボロノ]―L―フエニルアラニン(〒四 (略) | デルクステカン及びその製剤 |
|--|----------------------------|---------------------------------|------------------|
| 百七十八~百八十八 (略) | 百七十二~百七十七(略) | (新設)百三十~百七十一 (略) | (新設) 百七~百二十九 (略) |

附

則

この省令は、 公布の日から施行する。